

危険物新聞

第334号

発行所 財団法人 大阪府危険物安全協会
 発行人 川井 清治 郎
 大阪市西区新町1丁目5-7
 四つ橋ビル8階
 TEL (531) 9717・5910
 定価 1部 50円

秋季全国 火災予防運動

11月26日～12月2日

今年も全国秋の火災予防運動が11月26日から12月2日まで実施される。

全国いっせい実施事項

- (1) 身体不自由者等を中心とした焼死防止対策の徹底
 - ア 身体不自由者、寝たきり老人及び独居老人家庭の防火安全指導
 - イ ベビーホテルその他福祉施設の防火安全指導
 - ウ 防災物品及び防災製品の普及推進
 - エ 簡易型火災警報器等の普及推進
 - オ 火災用避難保護具の普及推進
- (2) 家庭における防火対策の推進
 - ア 家庭を対象とした防火知識の普及の徹底
 - イ 燃焼機器の点検、整備の推進
 - ウ 天プラ油による火災など、家庭で起きやすい火災の初期消火方法の指導
 - エ 婦人防火クラブの育成強化
- (3) 防火対象物にかかる表示・公表制度の推進
 - ア 表示・公表制度の周知徹底
 - イ 旅館、ホテルに対する表示調査の実施及び表示マークの交付の徹底
 - ウ 消防法違反対象物の違反処理及び公表の実施
- (4) ガス漏れ火災発生防止対策の推進
 - ア ガス漏れ火災警報設備等の設置の推進
 - イ ガス使用設備の点検、整備の推進
 - ウ ガス事業者との連携による消費者を対象とした防火教育の実施
 - エ ヒューズコック、ガス漏れ警報器の設置の指導

ベンジン容器に

“ポリ塩化ビニールびん”追加

消防庁では9月19日付で危険物の規制に関する規則第39条の二及び第43条別表第3の一部を改正した。

①第1石油類ベンジンに最大容積1.1ℓのポリ塩化ビニールびんが認められた。

②第4石油類潤滑油に最大容積1.1ℓの合成かんが追加された。

“合成かん”とは、胴部は外層及びペーパーボード2枚以上をそれぞれ耐油性接着剤ではり合せ、その内面に厚さ0.02mm以上の耐油性プラスチックフィルム、又は硫酸紙をはりつけ、厚さ0.75mm以上としたものであり、その天地部は金属性のふたが二重巻き締めでかつ密閉構造とする。



「毎日が防火デーです ぼくの家」

全国、最近5ケ年（昭和51年～55年）危険物製造所等火災件数（ ）内は55年中の件数

一般取扱所の部 364件（72件）

○修理作業中に溶接、溶断等の火花が危険物に着火したもの。	40（7）
○不注意により、危険物又は蒸気を漏洩させ火災になったもの。	37（8）
○ボイラー、炉でバックファイヤー、又は危険物漏洩等により火災になったもの。	29（4）
○危険物を取扱中、静電気により火災となったもの。	24（10）
○焼入槽で焼入れ、焼入油の出し入れ等作業中に火災になったもの。	23（14）
○焼入装置の故障、作業ミス、又は油面の低下によって焼入が局部的に熱せられて火災になったもの。	18（0）
○機器の故障により、危険物又は蒸気が漏洩し、又は油温の異常上昇により火災になったもの。	16（6）
○配管部分の亀裂、溶接部不良、機器の取付部等のゆるみにより危険物が漏洩し火災となったもの。	16（2）
○異常反応（反応条件をまちがえたものを含む）により急激に反応し爆発したもの。	14（0）
○ダクト、炉内等に付着していた油カス等がバーナーの炎、又は内部温度上昇により着火し火災になったもの。	7（3）
○塗装作業中、静電気が発生し火災となったもの。	6（0）
○電磁開閉器等の電気配線の故障のため火災となったもの。	6（0）
○乾燥機の故障のため火災となったもの。	6（0）
○油プレスで作業中火災となったもの。	5（0）
○モーター、ポンプ等の電気配線から火災となったもの。	4（0）
○塗装作業終了後、危険物で清掃中火災となったもの。	4（0）
○ボイラーの点検作業中危険物蒸気が漏洩し火災となったもの。	4（0）
○油圧機器のシリンダー油が漏洩し火災となったもの。	3（0）
○取扱中、イオウが粉じん爆発したもの。	3（0）
○カーバイト取扱中、水分によりアセチレンを発生爆発したもの。	3（0）
○ポリエチレン等の粉じん爆発によるもの。	3（0）
○ファンに付着した危険物が摩擦熱で発熱し火災となったもの。	2（0）
○タンク、配管の清掃又は撤去作業中に爆発が起り又は危険物が漏洩して火災となったもの。	2（0）
○電気機器の短絡によるもの。	2（0）
○グラビア印刷中、危険物が引火し火災になったもの。	2（0）
○危険物を貯蔵中、蓄熱のため危険物が分解発熱して火災になったもの。	2（0）
○高炉内温度の上昇により高炉内のコークスが流出して火災となったもの。	2（0）
○バーナー等の火種の不注意な取扱いのため危険物に着火し火災となったもの。	2（0）
○機器の不良によりヒーターの温度が上昇し火災となったもの。	2（0）
○危険物が付着した作業衣が加熱又は静電気火花で引火したもの。	2（0）
○移動タンクで危険物を受け払い中に漏洩して火災になったもの。	2（0）
○フォークリフトが配管に衝突して火災になったもの。	2（0）
○ボイラー、炉において異常燃焼により火災となったもの。	2（2）
○アルミニウム粉を取扱中に火災となったもの。	1（0）
○高炉から流出した溶銲が危険物に接触し火災となったもの。	1（0）
○塗装後の廃ガス処理前の予熱中に火災となったもの。	1（0）
○高温物が可燃物に触れ火災となったもの。	1（0）
○移動タンク貯蔵所から地下タンク注油中、火災となったもの。	1（0）
○サイロ内での木粉の粉じん爆発によるもの。	1（0）
○切削機器の故障により火災となったもの。	1（0）

- 脱硫塔において、活性炭が蓄熱して火災となったもの。 1 (0)
- 危険物配管に落雷があり、その衝撃で火災となったもの。 1 (0)
- 蒸留塔側板が腐食開孔して、ここから危険物が漏洩して火災となったもの。 1 (0)
- 廃ガス（水素を含む）の処理設備の故障で水素濃度が高まり火災となったもの。 1 (0)
- ボイラーの定期検査を終え、スタートアップ中、不注意により燃料ガスが漏洩して火災となったもの。 1 (0)
- 活性炭の粉じん爆発によるもの。 1 (0)
- 植物油の脱臭塔で冷却不十分のため高温の油が発火したもの。 1 (0)
- 圧延作業中、生じた火花が危険物かすに着火、火災となったもの。 1 (0)
- 発泡装置の温度を異常に上昇させたため危険物が発火し、火災となったもの。 1 (0)
- 熱成炉が高温となり、赤熱したカーボンが重油に着火し、火災となったもの。 1 (0)
- アルミを油圧式押出機にて押し出し中、漏洩した潤滑剤が発火、火災となったもの。 1 (0)
- 不注意により、バーナースイッチを入れたため、装置の温度が上昇し、火災となったもの。 1 (0)
- 配管内壁に付着した粗製アントラキノン（非危険物）が加熱、炭火、蓄熱され、自然発火し、火災となった。 1 (0)
- 予熱炉の予熱管内に付着したカーボンを剥離するため、バーナーで加熱していたところ逆火により火災となったもの。 1 (0)
- スイッチコンデンサーに入ったスチームが無水フタル酸等と反応し、蓄熱、火災となったもの。 1 (0)
- 攪拌機で攪拌作業中、継手部より漏れた危険物が摩擦により蓄熱し、火災となったもの。 1 (0)
- 熱せられた部品が焼入れ油槽に落下し、油槽に付着した危険物に着火、火災となったもの。 1 (0)
- フィルムの塗工作业中、危険物蒸気が漏洩し、スパークの火が引火、火災となったもの。 1 (0)
- 作業ミスによりトルエンを漏洩させて火災となったもの。 1 (0)
- 機器の清掃中、火災となったもの。 1 (0)
- 配管のバルブ操作ミスによるもの。 1 (0)
- 蒸留塔の修理のため開放したところ、残っていた可燃物が発火したもの。 1 (0)
- 金属屑が研削盤の異常火花により発火したもの。 1 (0)
- 高圧法ポリエチレン製造設備からエチレンが漏洩して火災となったもの。 1 (0)
- 鉄の酸化防止用の水素が漏れて火災となったもの。 1 (0)
- 高温の溶鋼をクレーンで運搬中、飛散して可燃物に触れて火災となったもの。 1 (0)
- トラック上の容器からガソリンがこぼれて火災となったもの。 1 (0)
- 危険物かすに電気機器のスパークが着火したもの。 1 (0)
- 自動車部品の洗浄槽の空だきによるもの。 1 (0)
- 煙草の火の不始末によるもの。 1 (0)
- 熱媒油が過熱により発火したもの。 1 (0)



POWER!

YAMATO '81 心あつくパワーは未知へ

人は夢見、その実現のために限りない情熱をそそぐ。
 コロンブスは新大陸に、ライト兄弟は天空に、
 大きな夢をはばたかせた。
 偉大な進歩の陰には、はかり知れないエネルギーが炸裂する。
 YAMATOはいまパワーを結集、
 「防災」を通じて、より豊かな社会づくりに取組みます。

●安全を追求する総合防災システムメーカー

ヤマト消火器株式会社

本 社 〒537 大阪市東成区深江北1-7-11 TEL 06(976)0701・7701
 東京本社 〒108 東京都港区白金台5-17-2 TEL 03(446)7151
 北海道・仙台・新潟・大宮・横浜・静岡・名古屋・富山・岐阜・岡山
 尾道・広島・高松・松山・北九州・福岡・大分・鹿児島



- 計量機のモータースイッチの切り忘れにより、ベルトが過熱して火災となったもの。 1 (1)
- タンクへ誤って注油したため、危険物が漏洩して火災となったもの。 1 (1)
- 溶解アルミニウムを取扱中、水分が混入され、爆発火災となったもの。 1 (1)
- 危険物の小分け作業中、電気コンセントの火花により火災となったもの。 1 (1)
- ボイラーの修理中、ボイラー内の残り火により火災となったもの。 1 (1)
- 熱媒油に水分が混入し、ボイラーオーバーにより火災となったもの。 1 (1)
- アンモニア生成プラントより水素ガスが噴出して火災となったもの。 1 (1)
- 放火によるもの。 6 (2)
- 不明火によるもの。 15 (7)
- 類焼によるもの。 3 (0)

給油取扱所 176件 (41件)

- 給油中に自動車を移動させたことにより、あるいは、給油所内で自動車を移動させたこと等により、固定給油設備を転倒させ、漏れた油が電気設備等の火花により引火して火災になったもの。 26 (5)
- 事務所内における火気取扱の不備、煙草の火の不始末等により火災になったもの。 23 (7)
- 車両の燃料タンク等からガソリンを抜き取り中、火災となったもの。 10 (2)
- 給油中又は地下タンクに注油中に危険物を漏洩させ発生した蒸気が事務所の石油ストーブ、コンセントの火花等により引火して火災になったもの。 9 (0)
- 給油作業中に危険物蒸気が漏洩し、火災となったもの。 8 (0)
- 専用タンク又は簡易タンクに注油中、誤って油を漏洩させたため、火災となったもの。 7 (0)
- 危険物の小分け作業中、火災となったもの。 6 (0)
- 容器でガソリンを移し換え、危険物蒸気を漏洩して火災となったもの。 4 (0)
- 電動ポンプ等の電気配線の故障により火災となったもの。 4 (0)
- 計量機の修理中、ガソリンが漏洩したため火災となったもの。 4 (2)
- 電気設備の故障によりモーター等が過熱し、発火したもの。 3 (0)
- 不注意な危険物の取扱いのため火災となったもの。 2 (0)
- 配管、パッキン部より、ガソリンが漏洩し火災となったもの。 2 (0)
- 車両整備中における取扱いの不注意により漏洩したガソリン蒸気に引火し火災となったもの。 2 (0)
- 所内に駐車中の車両の電気配線の故障により火災となったもの。 2 (0)
- 工事中、溶接機等の火花、火種により火災となったもの。 2 (2)
- 修理中又はピット室で車から燃料を抜き取り中に発生した可燃性蒸気が、工具等の衝撃による火花等により引火して火災になったもの。 1 (0)

あらゆる消防設備・設計・施工

非常扉の自動開錠装置
 防火扉・危険物貯蔵所等の自動閉鎖装置 } YMオートアンロック
 泡・ガス・エアージェット消火装置

YM式オートアンロック西日本総括
 齊田式救助袋 近畿地区
 日本ドライケミカル(株)
 ヤマト消火器(株) } 代理店

株式会社
三和商会
 TEL 06 (443) 2 4 5 6

- 計量機の電気配線の故障により火災となったもの。 1 (0)
- 計量機の取り替え作業中に、配管内のガソリンが漏洩して火災となったもの。 1 (0)
- ガソリンでエンジン洗浄中、エンジンの高温部に触れてガソリンが発火、火災となったもの。 1 (0)
- 事務所のボイラーの燃料の灯油が漏れて火災となったもの。 1 (0)
- 計量機内のタンクの圧力が高くなり、更に安全弁が働かなかつたために破裂したもの。 1 (0)
- 計量機のリセットボタンが不作動のため、モーターとポンプ間のVボルトが摩擦により過熱、火災となったもの。 1 (0)
- モーターの絶縁劣下により、モーターに付着したオイル等が発熱、火災となったもの。 1 (0)
- 燃料タンクからガソリンを抜き取り後、エンジンをかけ高速回転したところ逆火により洩れていたガソリンに引火し、火災となったもの。 1 (0)
- ガソリンを容器に入れて放置していたところ、バッテリーのスパークにより火災となったもの。 1 (0)
- 防爆型のスイッチの不良によるもの。 1 (0)
- 事務所内でガソリンを入れた 1.8 ℓ ガラスびんを誤って破損したためストーブの火を引火して火災となったもの。 1 (0)
- 空ドラム缶を逆さにして踏台とし、事務所の天井を清掃中、残存油が漏洩し、石油ストーブの火を引火して火災となったもの。 1 (0)
- 事務所内のガスストーブからLPGが漏洩し、火災となったもの。 1 (0)
- 放置された廃油かんから蒸気が発生し、何らかの火を引火して火災となったもの。 1 (0)
- ガソリンを容器に入れ放置していたところ、マグネット・スイッチの火花により火災となったもの。 1 (1)
- 打ち上げ花火の火種により、給油取扱所内のゴミに着火し、火災となったもの。 1 (1)
- 洗濯機のモーターの故障により火災となったもの。 1 (1)
- 危険物の小分け作業中、漏れたガソリンが過熱された自動車のマフラにふれ、火災となったもの。 1 (1)
- 焼却炉の火花により、ゴミ屑に着火し、火災となったもの。 1 (1)
- 給油中、キーホルダーにつけていたライターの火花により火災となったもの。 1 (1)
- 漏洩したガソリン蒸気に事務所内の石油ストーブの火が引火し、火災となったもの。 1 (1)
- タンクローリーより、地下タンクへ注油中、通気管の腐食部分よりガソリン蒸気がもれ、風呂の火が引火し火災となったもの。 1 (1)
- 宿直室内のテレビの故障により火災となったもの。 1 (1)
- 給油取扱所内での車両の接触事故により火災となったもの。 1 (1)
- 放火によるもの。 27 (8)
- 類焼によるもの。 3 (0)
- 不明火によるもの。 7 (5)



消防用設備

防災・設備・設計
 施工・保守・点検
 屋内外消火栓設備
 スプリンクラー設備
 ドレンチャー設備
 泡消火設備
 ガス消火設備
 粉末消火設備

消火器具一式
 避難設備
 自動火災報知設備
 非常放送設備
 漏電警報器
 防災設備全般
 安全衛生保護具機器
 公害防止機器

SAFETY AND FIRE
 ENGINEERING



株式会社 **マルナカ**

本社 〒530 大阪市北区中崎西4-2-27
 TEL (06)371-7775(代)・372-3277(代)
 東京支店 〒112 東京都文京区千石4丁目24番4号
 TEL (03)944-0161(代)
 神戸支店 〒653 神戸市長田区東尻池町3の4の19
 TEL (078)681-5771

〈受験対策資料〉

もぎ問題

(3) 危険物関係法令

問題 21. 次の記述について、正しいものはどれか。

- (1) 灯油、軽油及び重油は乙種危険物である。
- (2) ガソリンは甲種危険物で、屋外貯蔵所に貯蔵することができる。
- (3) 引火点が常温以下の引火性液体を第1石油類という。
- (4) 引火点が21℃以上70℃未満の石油類を第2石油類という。
- (5) 石油類は引火点の低いものほど指定数量が大きい。

問題 22. 保安に関する講習について、次の記述のうち、正しいものはどれか。

- (1) 危険物保安監督者に選任されている者のみが、一定期間以内にこの講習を受けなければならない。
- (2) 危険物取扱者は、危険物取扱作業に従事することとなった日から3年以内に講習を受けなければならない。
- (3) 危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者は、一定期間以内に講習を受けなければならない。
- (4) 危険物取扱者は、一定期間毎に講習を受けて免状の書換をしなければならない。
- (5) 危険物取扱者が危険物保安監督者になるためには1年以内に講習を受けなければならない。

問題 23. 製造所の掲示板に表示する事項について、次のうち誤っているものはどれか。

- (1) 危険物の類別

- (2) 危険物保安監督者氏名
- (3) 危険物の取扱最大数量
- (4) 所有者、管理者又は占有者の氏名
- (5) 危険物の品名

問題 24. 危険物を車両で運搬する場合の基準について、次のうち誤っているのはどれか。

- (1) 指定数量以上の危険物を車両で運搬するときは「危」の標識を掲げること。
- (2) 運搬中に危険物が著しくもれた場合は、すみやかに目的地に到着するよう努めること。
- (3) 第1類の危険物は、その他のすべての危険物と混載しないこと。
- (4) 運搬容器は、定められたものを使用すること。
- (5) 運搬容器は、収納口を上方向に向けて積載すること。

問題 25. 次の表は、製造所等の保安距離、空地及び最大貯蔵数量または最大取扱数量制限に関する規制の有無を示したものである。誤っているものはどれか。

	製造所等の区分	保安距離規制の有無	空地規制の有無	最大貯蔵取扱数量制限の有無
(1)	屋内タンク貯蔵所	なし	なし	有
(2)	屋外タンク貯蔵所	有	有	なし
(3)	一般取扱所	有	有	なし
(4)	地下タンク貯蔵所	なし	なし	有
(5)	屋外貯蔵所	有	有	なし

問題 26. 手続に関する次の記述のうち誤っているものはどれか。

- (1) 危険物保安監督者を定めたときは、遅滞なく市町村長等に危険物保安監督者選任届出書を提出すること。
- (2) 製造所等の位置、構造又は設備を変更したときは、市町村長等の許可を受けること。

空調設備機器製造・販売

オイルタンク用液面計
遠隔式警報ユニット液面計
各種液体タンク用液面計
フロートスイッチ・微圧スイッチ
タンク部品一式

独自の技術により、正確・安全
ローコストを追求する

GIKEN

TEL 06(253)0414(代表)



株式会社技研

〒542 大阪市南区北炭屋町27番地 野々垣ビル ☎ 253-0414~5

- (3) 許可を受けた製造所等が完成したときは、市町村長等が行なう完成検査を受けること。
- (4) 製造所等において、貯蔵し、又は取扱う危険物の種類、又は数量のみを変更しようとするときは、10日前までに市町村長等に届け出ること。
- (5) 製造所等の譲渡又は引渡を受けたときは、遅滞なくその旨を市町村長等に届け出ること。

問題 27. 免状の交付申請は、危険物取扱者試験をおこなった **都道府県知事** に提出しなければならない。

免状の交付を受けている者は **居住地** または **本籍** に変更を生じたときは、遅滞なく **居住地** または **勤務地** を管轄する **市町村長等** に書換を申請しなければならない。

免状を亡失して再交付をうけた者は、亡失した免状を発見した場合は、これを **1ヶ月** 以内に免状の **再交付** をうけた **市町村長等** に提出しなければならない。

上文は危険物取扱者免状の交付、書換、再交付に関する記述であるが、内で誤っている箇所はいくつあるか。

- (1) 2つ
(2) 3つ
(3) 4つ
(4) 5つ
(5) 6つ

問題 28. 容量が10,000ℓ、30,000ℓ及び30,000ℓの石油類の屋外貯蔵タンクを同一敷地内に隣接して設置し、これら3基のタンクを包含する一の防油堤を造った。この防油堤の最小容量はいくらあればよいか、次のうち正しいものを選べ。

- (1) 66,000ℓ
(2) 60,000ℓ

- (3) 44,000ℓ
(4) 33,000ℓ
(5) 30,000ℓ

問題 29. 消防法違反とこれに対する命令との組合わせについて、次のうち誤っているものはどれか。

- (1) 危険物取扱者とその責務を怠ったとき——免状の返納命令
- (2) 完成検査を受けないで製造所等を使用したとき——使用停止命令
- (3) 許可を受けないで位置、構造、設備を変更したとき——使用停止命令
- (4) 製造所等の位置、構造、設備の基準に適合しないとき——基準維持命令
- (5) 製造所等で危険物の貯蔵、取扱基準に違反したとき——使用停止命令

問題 30. 次の製造所等のうち、小型消火器のみを設ければよいものはいくつあるか。

製造所、第一種販売取扱所、屋内貯蔵所、移動タンク貯蔵所、地下タンク貯蔵所、屋外タンク貯蔵所、第二種販売取扱所、屋外貯蔵所、屋内タンク貯蔵所

- (1) 2つ
(2) 3つ
(3) 4つ
(4) 5つ
(5) 6つ

問題 31. 指定数量に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 指定数量以上の危険物は貯蔵所以外の場所で貯蔵してはならないが、所轄消防長または消防署長の承認を受けた場合は、10日以内の期間、仮に貯蔵することができる。
- (2) 火災の予防に危険であると認められる屋外の危険物については、たとえ指定数量未満であっても消防吏



**消防機器の
トップ・メーカー**

消防自動車から消火器まで

森田ポンプ株式会社

本社 大阪市生野区小路東5-5-20
☎ 06 (751) 1 3 5 1 (大代表)

員からその除去を命ぜられることがある。

- (3) 船舶、鉄道による危険物の貯蔵、運搬などは指定数量をこえても消防法の規定の適用を受けない。
- (4) 指定数量とは、消防法の別表で危険物の類別ごとに定められている数量をいう。
- (5) 指定数量未満の危険物の貯蔵又は取扱いの技術上の基準は、市町村条例で定められている。

問題 32. 移動タンク貯蔵所に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 静電気による災害が発生するおそれのある危険物を移動タンク貯蔵所に入れ、又は出すときは当該タンクを完全に絶縁してから行なう。
- (2) 移動タンク貯蔵所には、完成検査済証を備え付けること。
- (3) ガソリンの移送をする場合には、丙種危険物取扱者を乗車させればよい。
- (4) 許可を受け、又は届出をした数量以上又は品名以外の危険物を移送しないこと。
- (5) 危険物の移送をする者は、移送の開始前に移動タンク貯蔵所、消火器等の点検を十分行なうこと。

問題 33. 危険物の貯蔵、取扱いに関する次の記述のうち誤っているものはどれか。

- (1) 屋内貯蔵所では類の別を異にする危険物は同一の室に貯蔵しないこと。
- (2) 屋外タンク貯蔵所の防油堤に雨水が滞ったときは、遅滞なくこれを排出すること。
- (3) ガソリンやベンゾールを移動タンク貯蔵所に注入するときは、移動タンクを接地すること。
- (4) 危険物を廃棄する場合は、埋没するか、水中に投棄すること。
- (5) 地下タンク貯蔵所では許可を受けた、又は届出をした品名以外の危険物を貯蔵しないこと。

問題 34. 貯蔵所及び取扱所の位置、構造設備に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 給油取扱所に設ける固定給油設備は、道路境界線から4m以上離さなければならない。
- (2) 第1種販売取扱所の店舗は建築物の1階に設けなければならない。
- (3) 屋外貯蔵タンクの底板には、底板の外面の腐食を防止するための措置をしなければならない。
- (4) 第4類を貯蔵する屋外貯蔵所の建築物の柱、屋根及び床は耐火構造としなければならない。
- (5) 屋内貯蔵所の床は地盤面以上としなければならない。

問題 35. 200ℓ入のガソリンのドラムかん8本と20ℓ入の灯油の携行かん50本を倉庫に貯蔵している場合、20ℓ入の軽油の携行かんをあと何本貯蔵すると指定数量の20倍になるか、次のうち正しいものを選べ。

- (1) 10本
- (2) 15本
- (3) 20本
- (4) 40本
- (5) 50本

<もぎ問題解答>

- (1) 物理学・化学・燃焼消火

1—(2)	2—(4)	3—(3)	4—(3)	5—(1)
6—(1)	7—(2)	8—(1)	9—(5)	10—(4)
- (2) 危険物各論

11—(1)	12—(4)	13—(3)	14—(1)	15—(5)
16—(3)	17—(4)	18—(5)	19—(1)	20—(1)
- (3) 危険物関係法令

21—(4)	22—(3)	23—(4)	24—(2)	25—(4)
26—(2)	27—(3)	28—(4)	29—(5)	30—(2)
31—(4)	32—(1)	33—(4)	34—(4)	35—(5)

防災設備機器で
未来をひらく
《技術のハツタ》



日本特許
ハツタ
株式会社

初田製作所

本社工場 / 大阪府枚方市招提田近3丁目5番地
 〒573 TEL (0720) 56-1281 (代)
 大阪支社 / 大阪市西淀川区千舟1丁目5番47号
 〒555 TEL (06) 473-4871~4
 堺出張所 / 堺市中之町東2丁目2番13号
 〒590 TEL (0722) 21-3444

80年代ハツタの提言●ハツタは安全をさらに追求いたします●ハツタはフロンティア精神をモットーにいたします●ハツタは心のふれあいを大切にいたします